



受け継がれた井伊直孝の遺訓

井伊直孝（二五九〇—一六五九）は、井伊家初代直政の次男として生まれました。大坂の陣で活躍し、徳川家康の命により、兄直継に代わり彦根藩主となりました。その後、二代將軍秀忠の重臣としての地位を固めていった直孝は、病床の秀忠から三代將軍家光の後見を命じられて以降、本格的に幕政に参画しました。そして、特に大局的な判断が必要な合議に参加するなど、江戸幕府の支配体制の確立に貢献しました。家光・家綱二代の將軍を補佐し

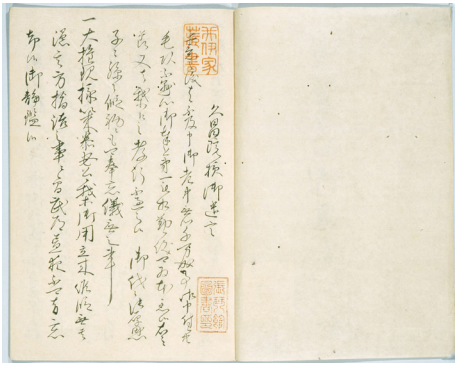


写真 井伊直孝御遺言写 井伊直亮筆（当館蔵）

続けた直孝は、死の直前、跡継ぎに指名した四男直澄へ十三カ条の遺訓を残しました。その第一条では、徳川將軍家への奉公が何よりも大切であり（一向御奉公第一に相務められ候義、本意たるべく候）、將軍家代々のご厚恩を子々孫々まで忘れてはならない（御代々御厚恩子々孫々迄返初にも可奉。忘儀無之事）と説いています。また、第二条では、將軍家への奉公のため、武道を常に忘れないように（武道昼夜不可有忘却候）と述べています。この二条には、代々の將軍から受けた御恩に対して奉公してきた直孝自身の信念が示されており、その信念を貫くことを、直澄さらには直澄以降の井伊家当主へも求めたことがわかります。

第五条から第七条では、家臣の登用や待遇について具体的に指示を与えています。例えば、家臣の登用に関して、家臣の子弟を他の大名家に仕えさせず、井伊家で召し抱えることとし、新たに新参者を召し抱える必要はないと説いています（家之子共他所江遣間敷候、新参抱被申間敷候）。現在、井伊家に仕えている家臣の家が代々井伊家へ奉公できるように取り計らおうとする意図が読み取れます。家臣の待遇については、古くから仕えてきた譜代の家臣・新参の家臣に限らず評価すべき（譜代新参之隔無之様に、諸侍善悪次第に可被召仕候）と説いています。また、家老の嫡子であっても、家老の職務を遂行できない場合は、その職を解くべき（縦家老之雖為嫡子、其仁之作法不宜候ハ、家老職可被相除）とも述べており、譜代の家柄に固執せず、個人の能力を重視する姿勢が窺えます。

このように、直孝が家臣の扱いについて細かく指示をした背景には、家臣団の安定化を図るねらいがあったと考えられます。直孝が兄直継に代わり彦根藩主となり、直継が上野国安中（群馬県安中市）に移った際には、家臣団も再編が行われ、また、領地拡大に伴い、新たに多くの家臣を召し抱えるなど、直孝の代には、家臣団の様相が大きく変化しました。直孝は、拡大した家臣団の安定化を図るため、江戸から彦根の家老らに様々な指示を与えており、遺訓を通じて、直澄に家中のとりまとめの重要性和、その取り組み方を伝えようとしたと考えられます。

写真の資料は、井伊家十二代直亮が文化九年（一八一二）に、直孝の遺訓を自ら書き写したものです。この年、直亮は家督を継いでおり、井伊家当主となるに当たって直孝の遺訓を書き写したと考えられます。このように、直孝が遺した遺訓は、井伊家当主の模範として、のちの井伊家当主にも受け継がれていったことがわかります。

【彦根城博物館 柴崎謙信】

写真の作品は、テーマ展「井伊直政と直孝―井伊家の礎を築いた名将―」で6月15日月まで展示します（会期中無休）。